

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景

私たちの住む日高市は、清流「高麗川」や「小畔川」等の恵まれた水辺、市西部に広がる奥武蔵自然公園、そして関東百名山のひとつである「日和田山」など、豊富な自然とこまやかな人の心に育まれながら栄えてきました。

しかし、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や、生活様式が定着するなかで、廃棄物の増大や、開発の進行に伴う生態系への影響など、人々の活動が環境に与える負荷は、自然の持つ復元能力を超えるほど大きくなりつつあり、今や少々の努力では回復することができない厳しい状況に直面しています。

近年叫ばれている地球温暖化について、我が国では2009年9月、日本の温室効果ガスの削減目標を2020年に1990年比で25%とすることを、国連気候変動サミットの中で表明しました。

現在、この2020年25%、2050年80%削減という中長期目標や、国内排出量取引、環境税などの制度に関する法案が検討されています。このことは、私たちの生活様式や事業活動の変化が、人類の生存の基盤である地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすに至っていることに起因します。

また、2010年10月に日本で開催された第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)では、新戦略計画「愛知目標」として、生物多様性の保全、持続的利用を進めるため、「2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を起こす」ことを掲げ、その下に、陸域17%、海域10%を目標とする保護地域の設定など20の個別目標が採択されるなど、自然環境に関して、今後、ますますの保全対策の動きがあることが予想されます。

私たちは、恵み豊かな環境のもとで健康で快適な生活を営む権利を有するとともに、この環境を将来の世代に継承していく責務を有しています。

今、一人ひとりが地球の一員としての自覚を持ち、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、今こそ地域から行動を起こし、国の内外の人々とも連携しながら積極的に環境の保全に取り組んでいく必要があります。

日高市では、平成22年4月から日高市環境基本条例が施行され、今後、日高市に集うすべての人々の参加と協力により、水と緑に恵まれた潤いのある環境を守り継承していくことを決意したところです。

ここに日高市環境基本計画を策定し、日高市における環境基本条例の理念のもとに、市、市民及び事業者が協働して、環境保全と創造に取り組んでいくものとしします。

## 2. 計画の趣旨

日高市環境基本計画は、第5次日高市総合計画に掲げる本市の将来都市像である「笑顔と元気を <sup>あした</sup> 未来へつなぐ 緑きらめくまち 日高」の実現を、市の環境基本条例第3条の基本理念のもとに環境面から目指すものです。

本計画は、国の環境基本計画や埼玉県環境基本計画、環境保全活動への取り組み等と連携しつつ、本市の恵まれた自然を守り育て、市、市民及び事業者が協力しあって、健康で快適な環境を築いていくためのものとしします。

計画の対象範囲は、原則的に日高市全体としますが、環境保全及び創造には、近隣市町との連携や埼玉県全体、あるいは地球規模までの取り組みも求められるため、必要に応じてこれらの範囲を含めることとしします。

### 日高市環境基本条例 第3条（基本理念）

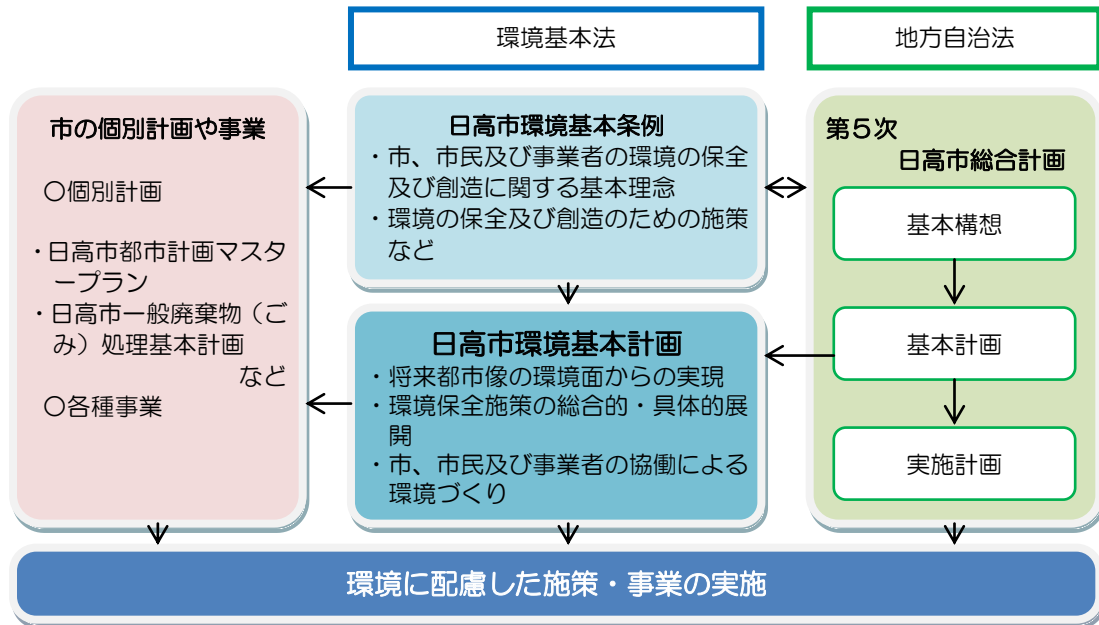
第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、健康で文化的な生活が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が環境への負荷の少ない持続的発展ができる社会を構築するよう、適切に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球環境の保全と地域の環境が深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない。

### 3. 計画の性格

本計画は、本市における環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める「日高市環境基本条例」に基づくもので、本市の良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を示し、市、市民及び事業者が連携して良好な環境づくりを進めていく際の指針となるものです。



### 4. 計画の期間

計画期間は、第5次日高市総合計画等との整合を図り、目標年次を平成32年とし、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

計画の推進にあたっては、毎年、進捗状況を点検するとともに、概ね5年後を目途に、経済社会情勢の変化や市の制度の整備等の進み具合に合わせて見直しを行うこととします。

## 5. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

### 自然環境

自然環境とは、動植物や生態系に関することです。地域の豊かな自然の保全・創出などに関するような要素が含まれます。



春の巾着田

### 生活環境

生活環境とは、日常生活活動における空気や騒音、美化など身近な環境に関することです。

健康や安全など都市型公害に関する要素が含まれます。



高萩交差点

### 文化環境

文化環境とは、生活に安らぎと潤いを与える環境に関することです。市民が文化的で心地よく生活を送るための歴史や文化、景観、公園、都市の形成に関する要素が含まれます。



獅子舞（横手神社）

### 地球環境

地球環境とは、地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境に関することです。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など生活の身近な活動が与える地球への負荷などに関する要素が含まれます。

